

公益社団法人 全国老人保健施設協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

高齢者介護サービスに係る労働災害防止対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進につきましましては、格段の御配慮を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、平成 23 年の休業 4 日以上労働災害について、高齢者介護施設をはじめとする社会福祉施設においては、災害性腰痛が依然として多くを占めている他、「転倒」災害が大幅な増加となっているところで、特に 50 歳以上の高齢労働者の労働災害の増加割合が著しい状況となっています。

このため、厚生労働省としましては、「転倒」災害防止や社会福祉施設に多い災害性腰痛の予防のため、危険予知（KY）活動や腰痛対策の推進により、事業者の自主的活動を促進することとしているところです。

つきましましては、これらの労働災害を防止するため、下記の対策の実施について、貴協会傘下の会員企業等に広く周知啓発活動を実施して下さいますよう要請いたします。

なお、厚生労働省では、社会福祉施設に対して、「職場の安全衛生自主点検」の実施を依頼することとしておりますので申し添えます。

記

1 腰痛予防対策の推進

(1) 作業標準の作成

使用する機器・設備、作業方法等実態に即した作業標準を作成すること。利用者の身体の状態別、作業の種類別の作業手順、職員の役割分担や時間管理、作業場所を明確にすること。

(2) 職員の適正配置

特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮するとともに、作業量に

見合った適切な人員を配置すること。

(3) 施設及び設備の構造等の改善

適切な介護設備、スライディングシート等福祉機器の導入及び介護に関連した業務を行うための設備のほか、介護中に利用できる背もたれのある椅子等や、利用に便利な休憩設備等を整えること。

(4) その他

必要に応じて、腰部保護ベルトや腹帯などを使用させること。

2 転倒災害防止対策の推進

4 S活動（整理・整頓・清掃・清潔）を推進するとともに、次の事項を徹底すること。

(1) 床の水たまりは放置せず、その都度除去する。

(2) 通路、階段、出入り口に物を放置させない。

(3) 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底させる。

(4) 踏み台、ハシゴ、脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で使用させる。

さらに、本質的な安全確保のため次の事項に留意すること。

(1) 床面、通路は、くぼみや段差の無い滑りにくい構造とする。

(2) 階段には、滑り止めや手すりを設ける。

3 高年齢労働者に配慮した職場改善の推進

(1) 「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」リーフレット中の「高年齢労働者に配慮した作業負担管理状況チェックリスト」（別紙）を活用した職場改善を図ること。

(2) 特に転倒・転落災害防止のため、上記2に加えて、次の事項に配慮すること。

ア 可能な限り段差を解消するとともに、段差のある場所は注意喚起の表示をする。

イ 作業場及び通路に適切な照明を設ける。

ウ 見通しの悪い角には、カーブミラー等を設置する。

4 テキスト等の活用

「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル」、「介護作業員の腰痛予防対策チェックリスト」、「社会福祉施設における労働災害防止のために～腰痛対策・4 S活動・KY活動～」等を活用して、腰痛対策及び4 S活動、KY（危険予知）活動等を通じた安全衛生対策を実施すること。

(参考)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0911-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/090706-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/111202-1.html>